

消費税率改正に伴う下水道・漁業集落排水処理施設使用料の改正について

- 令和元年10月1日から消費税率(地方消費税率含む)が8%から10%に引き上げられることに伴い、下水道使用料および漁業集落排水処理施設使用料についても、下記のとおり税率引き上げ相当分の使用料改定をおこないますので、お知らせします。

下水道使用料

汚水の種類	用途	現 行				改 定			
		基本使用料		超過使用料		基本使用料		超過使用料	
		使用水量	使用料(円)	使用水量	使用料(円)	使用水量	使用料(円)	使用水量	使用料(円)
専用汚水	一般用	5m ³ まで(1ヶ月)	510	1m ³ 当たり	165	5m ³ まで(1ヶ月)	520	1m ³ 当たり	168
共用汚水	一般用	5m ³ まで(6ヶ月)	510	1m ³ 当たり	165	5m ³ まで(6ヶ月)	520	1m ³ 当たり	168
	集会所 神社	10m ³ まで(12ヶ月)	1,020	1m ³ 当たり	165	10m ³ まで(12ヶ月)	1,040	1m ³ 当たり	168

※合計金額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

漁業集落排水処理施設使用料

汚水の種類	用途	現 行				改 定			
		基本使用料		超過使用料		基本使用料		超過使用料	
		使用水量	使用料(円)	使用水量	使用料(円)	使用水量	使用料(円)	使用水量	使用料(円)
専用汚水	一般用	5m ³ まで(1ヶ月)	630	1m ³ 当たり	236	5m ³ まで(1ヶ月)	640	1m ³ 当たり	240
共用汚水	一般用	5m ³ まで(6ヶ月)	630	1m ³ 当たり	236	5m ³ まで(6ヶ月)	640	1m ³ 当たり	240
	集会所 神社	10m ³ まで(12ヶ月)	1,550	1m ³ 当たり	236	10m ³ まで(12ヶ月)	1,570	1m ³ 当たり	240